

洪水予報及び水防警報の種類、発表基準等

1 洪水予報の種類（種類）、発表基準等

洪水予報の種類（種類）	発表基準	市・区・住民に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階（警戒レベル2相当）
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階（高齢者等避難、警戒レベル3相当）
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階（避難指示、警戒レベル4相当）
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生	氾濫水への警戒を求める段階（緊急安全確保、警戒レベル5相当）

【参考】指定河川洪水予報（気象庁ウェブサイト）

https://www.jma.go.jp/jma/ki_shou/now/bosai/flood.html

2 水防警報の種類、発表基準等

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき

※ 横浜市内の指定は河川のみ